

令和5年度白河市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年6月30日制定

1 目的

この方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障がい者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障がい者優先調達推進法に規定する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障がい者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障がい者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障がい者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の①から③までの全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20パーセント以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度障がい者等の割合が30パーセント以上
- (4) 障がい者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体
 - ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象となる物品等

この方針による調達を推進すべき物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品

- ア 食品類（弁当、パン、菓子、惣菜等）
 - イ 農・畜産物（たまご、花苗、種子等）
 - ウ 生活雑貨（ぞうきん、エコバック等）
 - エ 手工芸品（彼岸花、シュシュ、箸置き等）
 - オ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
- ア 軽作業（シール貼り、袋詰め、部品組立て等）
 - イ 除草・清掃・塗装作業
 - ウ 資源リサイクル作業（アルミ缶、段ボール、古新聞回収等）
 - エ 分別、解体作業
 - オ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

6 基本的な考え方

- (1) 障がい者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、他の施策等との調和を図りつつ可能な限り障がい者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 障がい者就労施設等に対し需要の拡大に資する自主的・主体的な取り組みを促しつつ、協働による調達の推進に努めるものとする。

7 推進の方法

- (1) 各部局が調達を円滑に進めることができるよう、保健福祉部社会福祉課は障がい者就労施設等が提供可能な物品等の情報を各部局へ提供し、必要に応じて調整を行う。
- (2) 各所属はその情報に基づいて障がい者就労施設等から直接調達する。また、新たな調達等が生じた場合は、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
- (3) 各所属は障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないことがないよう、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令や市財務規則などの関連規定に従い、随意契約方式を活用した調達の推進に努める。

8 調達の方針及び調達実績の公表

- (1) この方針を作成したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) この方針に基づく調達実績の概要について、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

9 調達の目標

令和5年度の調達目標額は、前年度の実績額を上回ることを目標とする。

10 進行管理

この方針の策定、管理及び運営は、保健福祉部社会福祉課において行う。

別紙

「4 調達の対象となる障がい者就労施設等」のうち、(1)に掲げる施設等

令和5年5月1日現在

ア 就労移行支援事業所

| 番号 | 施設等名 | 住 所 | 電話番号 |
|----|------|------------|--------------|
| 1 | こころん | 泉崎村泉崎字下根岸9 | 0248-54-1115 |

イ 就労継続支援事業所 (A型・B型)

| 番号 | 施設等名 | 区分 | 住 所 | 電話番号 |
|----|------------------------|-------|---------------------|--------------|
| 1 | 地域生活サポートセンター エル白河 | B型 | 白河市本町2 マイタウン白河B1 | 0248-21-0188 |
| 2 | 地域生活サポートセンター フラット白河 | B型 | 白河市大手町9-5 | 0248-29-8220 |
| 3 | 結工房 | B型 | 白河市表郷金山字竹ノ内53 | 0248-32-4478 |
| 4 | 大信やまゆり | B型 | 白河市大信町屋字沢田13 | 0248-54-5775 |
| 5 | 食工房ひもろぎ | B型 | 白河市関辺引目橋51-2 | 0248-21-8248 |
| 6 | 甲子の里希望の家 | B型 | 西郷村小田倉字上川向97 | 0248-25-4886 |
| 7 | こころん | A型・B型 | 泉崎村泉崎字下根岸9 | 0248-54-1115 |
| 8 | 共同事業所しらうめ | B型 | 矢吹町鍋内83 | 0248-42-2200 |
| 9 | ワーキングやぶき | A型・B型 | 矢吹町箔沢152-1 | 0248-21-8138 |
| 10 | ワーキング花咲 | B型 | 矢吹町北浦63 | 0248-44-3211 |
| 11 | わーくる矢吹 | B型 | 矢吹町善郷内14-1 | 0248-42-3077 |

ウ 生活介護事業所

| 番号 | 施設等名 | 住 所 | 電話番号 |
|----|------------------|----------------|--------------|
| 1 | 地域生活サポートセンター きらり | 白河市久田野前田52-1 | 0248-21-1331 |
| 2 | 生活介護 結工房 | 白河市表郷金山字竹ノ内53 | 0248-32-4478 |
| 3 | オープンハウス白河 | 白河市金鈴17-1 | 0248-31-8215 |
| 4 | 生活介護 あるく | 西郷村米字上畑20 | 0248-21-6055 |
| 6 | 泉崎村障がい者支援センター | 泉崎村北平山字高柳107-1 | 0248-53-3618 |
| 7 | あゆり工房 | 矢吹町一本木92-5 | 0248-44-2328 |

エ 障害者支援施設 (就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設に限る。)

| 番号 | 施設等名 | 住 所 | 電話番号 |
|----|----------|---------------|--------------|
| 1 | 福島県きびたき寮 | 西郷村真船字芝原142-8 | 0248-25-3107 |

| | | | |
|---|----------------------|-----------------|--------------|
| | (生活介護) | | |
| 2 | 福島県ひばり寮 (生活介護) | 西郷村真船字芝原29-4 | 0248-25-3112 |
| 3 | 福島県けやき荘 (生活介護) | 西郷村真船字芝原341-7 | 0248-25-3104 |
| 4 | 福島県かしわ荘 (生活介護) | 西郷村真船字芝原341-4 | 0248-25-3105 |
| 5 | 福島県かえで荘 (生活介護) | 西郷村真船字芝原189-1 | 0248-25-3106 |
| 6 | さざなみ学園 (生活介護) | 西郷村小田倉字大清水389-5 | 0248-25-1881 |
| 7 | 福島県矢吹しらうめ荘 (生活介護) | 矢吹町鍋内83 | 0248-42-2655 |

オ 地域活動支援センター

| 番号 | 施設等名 | 住所 | 電話番号 |
|----|--------------|------------|--------------|
| 1 | 生活支援センターこころん | 泉崎村泉崎字下根岸9 | 0248-54-1115 |